

経営事項審査制度改正に伴う再審査について

(1) 再審査の実施概要

経営事項審査のうち、経営規模等評価（その他の客観的事項等）の項目及び基準が改正されたため、建設業法施行規則第20条第2項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、平成30年4月1日から同年7月29日の間に限り、許可行政庁に対し再審査を申し立てることができます。

再審査は改正に係る事項に限られるため、今回の再審査の対象となるのは次の5項目です。（5項目とも審査基準日時点の内容の再審査となります。）

- ① 労働福祉の状況
- ② 建設業の営業継続の状況
- ③ 法令遵守の状況
- ④ 防災活動への貢献の状況
- ⑤ 建設機械の保有状況

※1 再審査を受けない場合においても、改正前の評価方法に基づく経営事項審査は有効です。

※2 ⑤以外の項目を変更して再審査を受けることはできません。

※3 再審査を受けることにより①～③により減点となる場合があります。

(2) 再審査の申し立て方法

①対象者

- ・ 再審査の対象となるのは、平成30年3月31日までに改正前の経営事項審査を受審した建設業者
- ・ ただし、再審査申立ての時点で審査基準日から1年7ヶ月以内であるものに限る

②実施方法

- ・ 再審査の申立ては、通常の経営規模等評価と同様に、審査会場で対面方式による書類審査を実施
- ・ 郵送による受付は行わない
- ・ **手数料は無料**

③受付日程

平成30年5月から7月の指定日（次表）に書類の審査及び受付を行います。

審査日については、申請者の決算月による指定はしないので、都合のよい日程に御来場下さい（予約不要）。

審査会場	日程
下田土木事務所	5月21日（月）、22日（火）、7月9日（月）
熱海土木事務所	5月24日（木）、7月17日（火）
沼津土木事務所	5月25日（金）、7月13日（金）、26日（木）
富士土木事務所	5月11日（金）、5月30日（水）、7月23日（月）
静岡土木事務所	5月9日（水）、5月28日（月）、7月4日（水）、25日（水）
島田土木事務所	5月10日（木）、6月4日（月）、7月19日（木）
袋井土木事務所	5月31日（木）、7月11日（水）
浜松土木事務所	5月16日（水）、6月6日（水）、7月6日（金）

(3) 受付時間（審査時間）

9：00～12：00 13：00～**15：00**

（9：00～10：00、13：00～14：00は比較的すいています。（下田土木事務所を除く））

※下田土木事務所の5月21日（月）及び7月9日（月）は午後のみ、5月22日（火）は午前のみとします。

（４）提出書類・提示書類

○提出する書類

	提出書類	部数	注意事項
①	「経営規模等評価再審査申立書」	正本1部 副本1部	・本紙、別紙一、別紙二、別紙三 （通常の「経営規模等評価申請書・総合評 定値請求書」と同一の様式です。） ・経営状況分析結果通知書は不要です。

○審査会場に持参し提示する書類

	提示書類	注意事項
②	建設業許可申請書（控）、変更届出書（控）	再審査申立書の提出時点で有効なもの
③	再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・ 総合評定値請求書」（控）	建設業課の受付印が押印してあるもの

（該当する場合のみ）

④	<p><建設機械の保有状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の保有状況一覧表 ・リース契約書（写） ・自動車検査証（写） 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査対象は審査基準日の時点において、 事業用の大型ダンプ車（申立日時点で、 自動車検査証に「〇〇営〇〇〇〇（建） 小印（各運輸支局等のもの）の記載があ るものに限る）に限る。
---	--	--

（５）「経営規模等評価再審査申立書」の記入方法

「経営規模等評価再審査申立書」の記入にあたっては、改正に係る項目及び以下に掲げる項目以外は再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の内容をそのまま転記してください。

- ①「申請時の許可番号」（項番02）は、再審査の申立て時に有効な許可番号を記入してください。
- ②「申請等の区分」（項番05）は、「4」を記入して下さい。
- ③項番07～14は再審査の申し立て時点の内容を記入してください。
- ④「審査結果の通知番号」は、旧結果通知書の右上の「行政庁記入欄」に記載された番号（「22-00××××」と表示された番号）を記入して下さい。
- ⑤「審査結果の通知の年月日」は、旧結果通知書の通知年月日（※結果通知書の左下に表示）を記入して下さい。
- ⑥「再審査を求める事項」は、「平成30年4月1日施行の改正に係る事項」と記入して下さい。
- ⑦「再審査を求める理由」は、「制度改正のため」と記入して下さい。